

第 2 6 回滋賀県首長会議のテーマ

令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種について

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業の概要

- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種は、予防接種法第 6 条第 3 項の臨時接種とみなして、全額公費負担で実施している。
- ・対象年齢：生後 6 か月以上の者
- ・特例臨時接種期間：令和 3 年 2 月 17 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

【長浜市の現状と課題】

- ・接種対象者が広範囲のため、個別接種と集団接種の併用で実施している。今後、接種の見直し等が行われれば、接種人数（率）や使用するワクチンの特性等をふまえ接種体制の再検討が必要である。

対象者	個別接種	集団接種
12歳～	○	○
小児（5～11歳）	○	終了
乳幼児（生後6か月～4歳）	○	—

※令和 5 年 1 月 10 日時点

2 令和 5 年度の接種について（意見交換）

新型コロナワクチン接種については、12月、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、感染状況や新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ等をふまえ、今後の新型コロナワクチン接種の在り方について検討を開始された。

昨年末に開催された「国と地方の協議の場」における新型コロナウイルス感染症対策の協議や、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が発出した提言のなかでも、新型コロナワクチンの接種について取り上げられ、早期に今後の方針が示されるよう要望されているが、新型コロナワクチン接種事業は長期的な接種計画が示される性格ではないため、これまで市民や自治体に様々な混乱を招いてきた。

令和 5 年度における新型コロナワクチンの接種について、接種費用に自己負担が生じるよう変更される場合、市民に大きな影響を及ぼすこととなる。今後、接種の在り方が大きく変わることによって、市民に不安や混乱が生じないよう、国・県等と円滑かつ入念な協議・連携ができる体制が必要である。

【県に対して】

○国に対して、地方六団体及び全国知事会から令和 5 年度の方針を早期に示すよう要望いただいているところではあるが、自治体が次年度の方針を立て、予算編成を行う時期は最終局面を迎えているため、県におかれても国から今後の方針が速やかに示されるよう強く要望いただきたい。

（ワクチン接種を 4 月以降も継続される場合には、早急に医師会や病院等との事前協議、予算・接種体制の確保に着手しなければならない。また、特例臨時接種を 3 月 31 日で終了する場合、市民に周知する十分な期間を考慮いただきたい。）

○国がワクチン接種の在り方を検討されるにあたり、新型コロナワクチン接種を定期接種に位置づけられる場合であっても、激変緩和措置として、市町への財政支援を講じるよう要望していただきたい。

(接種対象者の自己負担額が高額となると接種控えが起きる可能性があるため、可能な限り少ない費用で接種できるよう費用負担軽減を考慮いただきたい。)

○県として、市町への支援を想定されているか。

- ・今後のワクチン接種について広域的に市民にわかりやすく広報していただきたい。
- ・市町での対応が困難になる専門的な相談の体制が確保されるよう、副反応等専門相談窓口の継続をお願いしたい。
- ・今後、定期接種に位置づけられた場合に、自治体ごとに接種費用を定めることとなるため、県内市町間で自己負担水準に大きな格差が生じないよう、県内市町の情報共有や連絡調整等をお願いしたい。

また、県内接種体制の水準を確保するため、県から市町への財政支援や、県医師会等へ継続した接種協力を働きかけていただきたい。

加えて、ワクチンの供給については、通常の定期予防接種と同様に卸売業者を介してワクチンが流通することになる場合は、確実に十分な量を安定供給できるよう広域的な調整をお願いしたい。

《参考》 予防接種法における接種類型について

	定期接種	臨時接種		
根拠	予防接種法 第5条第1項	予防接種法 第6条第1項	予防接種法 第6条第2項	予防接種法 第6条第3項
趣旨等	平時のまん延予防 ・A類：集団予防 ・B類：個人予防	疾病のまん延予防上緊急の必要		A類疾病のうち全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病のまん延予防上緊急の必要 ※新型インフルエンザ等感染症等を想定
主体	市町村長	市町村長又は都道府県知事 都道府県知事が市町村長に指示	市町村長又は都道府県知事 厚労大臣が指示	市町村長又は都道府県知事 厚労大臣が指示
対象者の決定	政令	都道府県知事	厚労大臣	厚労大臣
費用負担	◎市町村実施 A類： 地方交付税9割 B類： 地方交付税3割	◎都道府県実施 国1/2 都道府県1/2 ◎市町村実施 国1/3 都道府県1/3 市町村1/3	◎都道府県実施 国1/2 都道府県1/2 ◎市町村実施 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4	国が全額
自己負担	実費徴収可	自己負担なし		自己負担なし
公的関与	A類：勸奨○ 努力義務○ B類：勸奨× 努力義務×	勸奨○ 努力義務○	勸奨○ 努力義務○	勸奨○ 努力義務○

A類疾病：ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん等 B類疾病：季節性インフルエンザ、高齢者肺炎球菌感染症

※新型コロナワクチン接種については、全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病のまん延予防上緊急の必要があるものとして、予防接種法第6条第3項の規定により行われたものとみなす。